



仙運第 [redacted] 号

# 許 可 書

[redacted] 殿

令和元年11月20日付けで申請のあった模型航空機の飛行は、航空法第134条の3第1項ただし書の規定により、下記の条件を付して許可する。

## 記

- 1 申請書に記載した事項の変更を行う場合は、緊急やむを得ない場合を除き、飛行予定日時の24時間前までに書面により当職に対し通知し、当職の指示に従うこと。
- 2 模型航空機の飛行を取り下げる場合は速やかに当職に対し通知すること。
- 3 許可期間は、令和元年12月13日から令和2年1月12日までとする。

令和元年12月12日

仙台空港事務所長  
坂上 昌彦

